

# 私的授封による所領附属権の移動

—13世紀末期のイングランド在地法慣行  
における物権変動と領主的土地所有—

赤 沢 計 真

## I. 序論——問題の所在——

権原開示訴訟の展開過程に見られる領主特権、殊に領主裁判権の在り方を、その動態的側面に就いて問題にするならば、領主権の権原として私的授封<sup>1)</sup> (private enfeoffments; private feoffments)，即ち私人から私人に対して与える授封が有効であるか否か、或いは合法性を認められ得るか否か、が論争の焦点となる。私的授封の行為に、土地所有の移動が結びつくのは言うまでもないが、領主特権が莊園所有への附屬権<sup>2)</sup> (appurtenances) の性質を、多かれ少なかれ持っている13世紀末期の在地的法慣行においては、莊園所有の変動が、それに附隨する諸権利を併わせて変動せしめるか否かは、必ずしも一義的に明瞭な解答を与えてくれるわけではない。権原開示訴訟を施行した政策主体の意図が、まさに、この附屬権としての領主特権を、その莊園所有への結合から、切り離すことに向けられていたことは明らかであった。私的授封が領主権所有の権原として、どの程度有効であるか、をめぐって、権原開示訴訟の、一つの重要な争点<sup>3)</sup> が形成されていたのである。この問題を解明することは、領主権の移譲性如何を測定することを意味する。以下、このような領主特権の動態的な側面を、三個の基礎的な視点から分析してみよう。

I 私的授封 (private feoffments)

II 附 屬 権 (appurtenances)

III 移 譲 性 (alienability)

## II. 領主裁判権の権原としての私的授封。

既に繰り返して指摘されているように、権原開示訴訟の経緯のうちに、私的授封に就いての取扱い方が、特権の高級、低級の差、或いは、行政的意味と経済的意味との濃淡の差に従って変化があり、その多様性が行政的機能の重要度の高低と対応していたのではないか、が一つの見透しとして予想されるのである。このタイプの予想は、学説上では、サザーランド説<sup>4)</sup>とは逆であり、寧ろブラックネット説<sup>5)</sup>の線に近い。この予想を検証すべく、1280年代、及び1290年代の議会文書と訴訟記録とが、かなり在地慣行を忠実に反映する素材を与えていた。以下の叙述で私的授封の二類型と在地慣行の地域類型との相関関係を分析する。

### A. [私的授封の二類型]

[史料1]<sup>6)</sup> Rotuli Parliamentorum, i. 98 Easter parliament, 1293.

国王が、王国の有力貴族その他の人々に、当該の村落、莊園、及びその他の彼らの所有地において、市場権、狩猟権を証書によって永続的に譲渡したのであるから、彼ら有力貴族その他は、彼らの所領を、外部の者に贈与したり、売却したり、或いはその他の仕方で、当該の村落、莊園及び所有地に附属するところの総ての領主特権及び自由慣行諸権利と共に、譲渡することが許される。外部の当該の獲得者は、市場権及び狩猟権を所有することが許され、巡回裁判官の面前においても当該地域における上記特権を所有することを、〔もし上記特権が、当該の獲得者又は、彼らの前保有者であつてその相続財産が獲得者自身に譲られている者の有に帰しているならば、或いは、彼らの所有地、又は、保有地にコモン・ロウに従つて附隨しているならば、〕権利主張できるのである。…………

〔中略〕

両席の裁判官に、次の如く知らせが与えられる。即ち巡回裁判記録及び王座裁判所記録の両方の、過去の時期に関する文書について、慎重な吟味

が為されるべきであること。それにより国王及び彼の諮問官が、上記の訴件について、狩猟権についても、市場権についても、見出される証拠資料に基づいて、或いは適切と思われる考えに従って為すべきことを確証しなければならないこと。

上掲の史料は、1293年、Easter の議会で国王及びその諮問官の協議の結果発布された声明の文書である。その大略の内容は私人の間の特権の移譲が合法的であり、かつ有効であることを、特定の種類の特権のみに一応限定して認めたものであった。この限定の対象である特定の種類とは、市場権の二種、market, fair と、狩猟権 warren とである。

サザアランド<sup>72</sup>は、この法令の意図に逆行した在地的法慣行の現実が、このような限定の意図を阻んで、結局、無効に終らしめた、と考えている。サザアランドの結論の論拠は、この1293年の法文書発給の直後、1293-94年の巡回裁判において、狩猟権は、もしそれが私的授封により獲得された場合には、相変らず権原審問の対象とされた事実である。サザアランドは、その史料として、

William of Nulcaster, Cumb. 1292-3 [PQW. 125-6]

William fitz Thomas of Sprotborough, Yorks. 1293-4 [PQW. 205]

Ralph of Sandwich; William of Etchingham, Kent, 1293 [PQW. 359, 366,  
J. I. I /543 m. 40]

を挙げる。これらの史料は、warren に関するものであって、前掲1293年の議会文書の趣旨を否定することになる。従って、特権の移譲に関して明晰な原則が立てられたとは、決して言い得ない。これがサザアランドの結論である。他方、市場権の二形式は法令のテキストの一部にもあるように、その性質・位置が不安定であり、漠然としているので先行判例を検討して、その取扱い方を吟味すべきであることが強調される。即ち、fair 及び market について、

Set quia dominus rex de feria et mercato non recolit qualiter alias

concordatum fuit, nec etiam justiciarii bene recordantur qualiter temporebus preteritis de libertatibus illis coram predecessoribus suis judicia in casibus consimilibus fiebant et reddebantur:

と法令の文章中に書かれているのである。

上述のサザアランド説は、法令の書面と、裁判記録の叙述を見る限り、疑問の余地は少ない、と考えられる。問題の在りかは、warren 或いは market, fair のような種類の領主特権を、それのみ切り離して抽出する方法にある、と言うべきであろう。warren, market, fair の如き、所謂、下級特権は上級乃至、高級特権の取扱い方と比較してみたとき、始めてその正当な位置づけが可能となるであろう。問題は、分析の視野を、文書の所与の書面にのみ限ることではなく、その文書の成立がどのような歴史的文脈の裡に見られたのか、をも考察の対象の中に取り入れることに在る、とみなされる。warren, market, fair の取扱い方と、対照をなすのは、return of writs, writ of replevin (vee de naam, vititum namii), private hundred 等、所謂、高級特権の取扱い方である。

次に掲げる1279年の一裁判記録は、私的授封を媒介とする領主権の変動の、重要な側面を物語る。この文書は、ヴィルトシャーの世俗所領に関する権原審問と裁判の記録である。

### 〔史料2〕<sup>8)</sup> PQW. 808, Com' Wiltes' (1279)

アダム・ド・ストラットンは、喚問せられて、権原審問に関し国王に答えるように命じられた。何故なら、王国内の何人も、許可なくして国王の令状回答権、侵奪動産回復訴訟権、パン・ビール規制権、を Worth' 及びその附近の彼の所有地において所有することが許されないからである。当該のアダムは、上記特権を、許可なくして当該地域の彼の所有地において有することを、権利主張した。

アダムは証人を立てて訪づれて来て、令状回答権については権原を語って曰く、彼自身が、この令状回答権を権利主張し得ること、その理由は、

伯 Albemarl' の末亡人 Isabella de Fortibus が, Worth' のハンドレッドを有していたとき, 彼女は, 常に当該ハンドレッドで令状回答権を行使していたこと。さらに曰く, この Isabella de Fortibus が, Adam 自身にこのハンドレッドを授封し, このハンドレッドに附隨する総ての領主特権を添えたこと。彼が提示し得, 証人が立証するところの証書によって, Isabella 自身の如くに, その特権を保有し得ること。

さらに曰く, 後に国王が彼の証書を, 彼自身の証書によって確認し, これをアダムが提示することを得, 彼の証人がこれを立証し得ること。

侵奪動産占有回復訴訟権及び, パン・ビール規制権に関しては, アダム自身が, Worth' のハンドレッドを有し, このハンドレッドに当該特権が附隨すること。国王が或る種の権利令状をもって, 当該ハンドレッドの審理を不間に附していたので, 現在の訴件に関しても, 同じ権利令状をもって審理してもらいたいこと。[これがアダムの弁明である。]

さて, この件に関して国王は, 彼の巡回裁判官に, 次の趣旨の令状をもって, 次の言葉で語った。

アダム・ド・ストラットンは, Schampton, Worth', Crekelade 及び Stratton の荘園を, 当該ハンドレッドと共に, Isabella de Fortibus の授封により保有し, 従って, 前述の荘園とハンドレッドについて, 我々への臣従関係にある。それにより, 我々が望むことは, ……[中略] 前述の荘園と当該ハンドレッドについて, 我々と前記アダムとの間に, 我々の面前で, 汝らも出席して, 最も近き議会の開かれる折に, 審理と聴問とが試みられるべく………

上掲の裁判記録は, 他にも多くの類例を見ることができるように, 明確な結論を出すことを意識的に回避している。即ち, 上掲文書の末尾が「関係者一同が, 最も近き折の議会に出頭し, 当該の荘園とハンドレッドのみならず, 関係ある荘園とハンドレッドについても弁論と審議を試みて, 我

々の同意を得て、妥当な結論を引き出すべく……云々」，と終っていることからも、意識的な結論の保留は明らかである。

アダム・ド・ストラットンに関する、この事件の帰着するところは、PQW. の記録からは明らかでない。その結末と推定される事件の記述が、王座裁判所記録 K. B. で言及されている。即ち、私的授封は、如何なる形のものであれ、国王の訴訟能力の介入を排除することができない、とする13世紀中期以来の法理論<sup>9)</sup>が、1283年ミカエルマスの時期の王座裁判所において、William of Gislingham が裁判官として Adam de(of) Stratton に対して適用せられた。その結論も、後日の審議に委ねらるべく (ad iudicium)，明瞭な線は見出し難いのである。〔K. B. 27/80 m. 7〕

この同一のアダム・ド・ストラットンは、1289年の巡回裁判記録にも登場する。即ち、彼はこの年の Wiltshire の巡回裁判において、私的授封を権原とすることを容認されているのである。〔J. I. I /1006, m. 43d, 1289〕ただし、1289年の権原是認の対象が、如何なる領主特権であるか、必ずしも明らかではない。

高級特権の権原が私的授封である場合の判決留保の例は、1280年代には多数を数えることができる。

〔事例1〕 1281-4, 裁判官 Gilbert of Thornton:

prior of Newark, PQW. 389 (Lincolns').

bishof of Carlisle, PQW. 424 (Lincolns').

prior of the Hospital, PQW. 779 (Lincolns').

〔事例2〕 1285, William of Selby;

abbot of Pipewell (Warwicks') PQW. 779.

〔事例3〕 1285.

Robert of Grey (Oxfords') PQW. 665.

〔事例4〕 1285.

Hugh of Essex (Essex) PQW. 236-7.

## 〔事例 5〕

John of Rochford (Essex) 1285, PQW. 238.

abbot of Creake (Norfolk) 1286, PQW. 488.

prior of Boxgrove, (Sussex) (1288), J. I. I /924 m. 69.

## 〔事例 6〕

prior of Combwall (Kent) 1293, PQW. 366.

Willam of Leyburn, (Kent). 1293, PQW. 366-7.

〔事例 6〕は1290年代に属するが、判決のタイプとしては同質の系統である。以上の諸例の個々の分析は、ここでは省いたが、それらの訴件の共通の特徴は、私的授封の権原が、在地の法慣行として定着していることを意味する。私的授封の否定は権原開示訴訟の過程で繰り返し試みられた。この試みが、結局失敗に帰したことは、1290年の権原開示 (quo warranto) 制定法の有力な前提条件をなしていた、と考えられる。

他方、〔史料 1〕の内容が実際の効力に乏しかった、とみなすサザランド説は、〔史料 2〕の解釈を経て、修正を施さなければならぬであろう。

〔史料 2〕は高級特権が私的授封によって移譲された場合も、そこに権原の発生を認めざるを得なかったことを、結果的には、物語っている。サザランドは1293年、春の議会文書の発給後も warren が、私的授封をそれほど容易には是認されることがなかった、と論証して、この議会文書の法的規定効力を疑っている。然し、この場合も、warren の権原が否認せられて、当該特権である warren が回収されたわけでは決してなかったのである。サザランドが引用している 3 個の事例 [Cumb., 1292-3. Yorks., 1293-4. Kent, 1293] に就いて、warren と、その他の高級特権との複合的構成に、慎重な注意を要する。warren が単独に問われたのではなく、他の諸種の領主特権との複合性が、warren の取り扱い方を、錯綜せしめ

たのではなかろうか。

いずれにせよ、〔史料2〕のタイプの判例の存在が、〔史料1〕の文脈を或る程度、明らかにしてくれる。サザアランドが指摘した、1293年以後のwarrenに関する紛争は、むしろ、議会文書の指令が個々の訴訟の末端にまで、法律上の知識として浸透しなかったことが、その原因であると想像することもできる。warrenの権原に関する上記の疑義と論争は、高級特権の私的授封とその事実上の合法化の意味するところを考え併わせると、〔史料1〕の意義を否定するための論拠には、必ずしもなり得ないのであって、寧ろ、〔史料2〕の意義に側面から照明を与えているのである。

さらに、高級特権と下級特権とでは、取り扱い方に差があることを推論したプラクネット説<sup>10)</sup>は、在地の法慣行の強さと裁判主体との関係を考慮に入れると、むしろ妥当性を認められるのである。〔史料1〕が国王権力側の政策の一環を明らかに物語るとコントラストをなして、〔史料2〕は、在地的慣行と国王権力との緊張関係を表現する。

〔史料2〕の事例とその類例の、1280年代における頻発が、1290年の、権原開示に関する二つの法規(statutum; novum)の前提であり素材でもあった。在地慣行は、「取得時効の原則の導入」の法的形式をとって、制定法とその適用細則の中に吸収されたのである。

## B. [在地慣行の地域類型]

私的授封による権原設定の適法性が問われたとき、在地的慣行と国家権力との緊張関係は、まず判決のタイプとしてその具体的な表現を見せる。判決のタイプが、或る種の地域差を持ち、そこから地域類型を構想せしめるのである。私的授封の権原の合法化をめぐって、サザアランド説を援用することにより、地域類型の二つのタイプの輪郭を描くことができるであろう。

上記の二つの地域類型は、南部巡回の判決例と、北部巡回の判決例であ

る。一般に、南部巡回では私的授封の権原に対して寛容であり、北部巡回では逆に、峻厳であった、とされる。

今、PQW. の史料の中から次の諸例に即して考えてみると、北部巡回の峻厳な態度が、サザーランドの構想の如くに、検出できる。

#### 〔事例1〕

Patrick Fleming, Isabel his wife, (Rutland) 1286, PQW. 672.

Joan, widow of William Chamberlain, (Bucks.) 1286, PQW. 88.

Anselm of Gyse, (Beds.) 1287, PQW. 2-3.

John Pepper, (Beds.) 1287, PQW. 10.

Peter fitz Warin, (Glos.), 1287, PQW. 248-9.

Richard of More and David Blount, (Glos.) 1287, PQW. 242.

南部巡回の場合にも、必ずしも類型化を許さないような要素もある。例えば William of Gislingham が裁判官となつて訴訟処理に当った諸地域<sup>12)</sup>の例を見ると、極めて峻厳な措置をとっていることを読みとれる。

#### 〔事例2〕

prior of Bradley, (Wilts.) 1281, PQW. 799.

prior of Barlinch, (Devon.) 1281-2, PQW. 167.

John of St. Helen, (Berks.) 1284, PQW. 81.

John of Cantilupe, (Devon.) 1281-2, PQW. 175.

John fitz Reginald, (Oxon.) 1285, PQW. 665.

Robert of Burnville, (Esx) 1285, PQW. 239. etc.

他方、北部巡回においても、Lincolnshire では、一般に私的授封について寛大であった。

#### 〔事例3〕 Lincolnshire, 1281-4.

James Byrun, PQW. 408.

- Thomas of Woodhay, PQW. 413.  
abbot of Croyland, PQW. 420.  
John of Gisors, PQW. 425 K. B. 27/98.  
John fitz Nicholas, PQW. 427.

なお南部巡回において、巡回裁判官の他に国王諮問官が、私的授封の権原が合法性を欠くことを説き、従って、領主特権の移譲性を否定している例が数件、見出される。

#### 〔事例4〕

- Henry of Sully, (Devon.) 1281-2, PQW. 175.  
Richard fitz Stephen, (Devon.) 1281-2, PQW. 174.  
Fulk fitz Warin, (Berks.) 1284, PQW. 81-82.  
Matilda, countess of Gloucester, (Suffolk.) 1286-7 PQW. 726. etc.

このような諸事例を併わせ考えると、性急な類型化は勿論、慎しまなければならぬのであるが、一応の基本的傾向として地域類型を指摘することは、やはり差しつかえないとと思われる。それでは、私的授封をめぐる判例の地域差が、どこから生じて來るのであろうか。この設問は、端的には、在地領主権の強度の差に帰せられる。一般化して言えば、所領構造の差との対応関係において把握できるであろう。北部諸地域の所領構造は、中小世俗領の多数の分布と、非荘園的所領構成を基本的特徴とする、とみなされる。中小世俗領主の多数の分布が、私的授封の権原の合法化をめぐって、激しい緊張関係を形づくったことを推定することも、一つの有効な見透しを与えるであろう。勿論、このような直線的な対応性を指定することは、未だ推論の域を脱することができず、個々の訴訟事例に就いての分析と、その所領の構造の考察を通じて対応関係<sup>13)</sup>が検証されなければならない。南部の大所領の場合は、これとは逆に、その個々の整った司法組織

が、国王権力の介入を明瞭に拒むことができ、北部の如き緊張関係の原因を醸成することが少なかった<sup>14)</sup>、と推定される。南部の所領構造が動搖する14世紀中期以降に至って、始めて南部諸地域の在地小領主層の自律的な動きが活潑になるのである。この時点は、まさに、巡回裁判体系(eyre system)の崩壊に伴って、権原開示訴訟の組織の混乱と停滞の露わになつた時期であった。

### III. 附属権(appurtenances)の概念の流動性。

権原開示の問題をめぐって、附属権の概念が重要な役割を果たしていたことは、既にプラクネットが指摘している。1293年春の、議会文書<sup>15)</sup>においても、warren, market, fair が莊園への附隨的な権利であって、莊園所有の変動に伴なつて、このような諸種の権利も変動すべきであることが記されている。

Cumberland の巡回裁判<sup>23)</sup>(1292-3)について見ると、assize of ale の権利が莊園領主の固有の権限であることが確認される。類例は Northumberland<sup>33)</sup> (1293), Yorkshire<sup>43)</sup> (1293-4) にも見出され、いずれも assize of ale に就いて確認されるのである。

1293年の Lancashire<sup>53)</sup>において wreck と warren が問題にされた。1293-3 年の Cumberland<sup>63)</sup>において、infangentheof と chattels of felons は疑問視されたが、assize of ale は許容されている訴件が見出される。このように附属権の概念は、明瞭な内容規定を持たず、在地的及び政治的環境に従つて流動性に富むことに気附くのである。

他方、附属権の概念をめぐって、領主特権の移譲性を認めるにしても、私的授封による移譲は権原とはなり得ない、とする法理論<sup>73)</sup>が13世紀末期に見出され、当該の所領の附隨的諸特権の取扱い方を紛糾させる結果になる。この場合、莊園の所有は移動するのであるが、それに附隨する諸特権の移譲は、莊園の私的授封という理由をもつて、拒否される筈である。

## 〔事例 1〕

prior of Christchurch, (Dorset.) 1280, PQW. 182.

abbot of Torre, (Som.) 1280, PQW. 693.

abbot of Newenham, (Devon.) 1281-2, PQW. 171.

---

しかし、上記の法理論が効力に乏しかったこともまた、事実であった。私的授封に附隨して、附屬権としての領主特権の移譲は、現実には進行していた。その傾向は、とりわけ、下級特権において特徴的であり、比較的抵抗も乏しく移譲が認められていた、と考えてよい。これに対して、上級特権を、所領の附隨的権利として取扱うには、かなり疑義が持たれ、一般に否定される傾向があった。上級特権である *returnus brevium*, *vititum namii* 等は、その私的授封の合法性をめぐって、それが莊園の所有に附隨するものであっても、深刻な論争と、権利主張の争点を形づくったのである。

〔事例 2〕<sup>8)</sup> 1279, Adam de of Stratton, Wilts. [上掲・IIの史料 2 を参考]

Isabella de Fortibus から授封されたハンドッレド及び莊園の *returnus brevium*, *vititum namii*, *assize of bread and ale* が権原審問の対象にされる。

---

附屬権の概念には流動性があるけれども、それにもやはり限界があり、この限界が、下級特権の附属性<sup>9)</sup>を規定し、下級特権の特徴を明らかにすることになったのである。

次に、附屬権 (appurtenances) の、土地所有の構造における歴史的意味を簡潔に考察してみたい。

在地慣行に従えば、下級領主権において、所領との強い結合性を確認できるのであり、現に授与特権理論が極めて強い政策論的志向を含むことを

この結合性についてみても指摘できよう。権原開示訴訟の帰するところが、巡回裁判体系の崩壊に随ってそれ自体の解消に終ったことであったが、この経過を考えると、下級特権は、14世紀中期の権原開示訴訟組織の崩壊の際にも、依然として強い所領結合性（莊園保有への結合性）を持っていたことが予想される。同時に、13世紀の末期の時点で、高級特権（上級領主権）とは別に、この下級領主権の諸類型が、ペインターの指摘する如くに、権原開示訴訟の過程はついても、自律的な論理をやはり持っていたと思われる。従って判例の分析が、帰属権の構成内容と性格を明示するであろう。

#### IV. 領主特権の移譲性(alienability)

移譲性が有効であるか否か、の法理論上の論点とは別に、在地慣行としては13世紀中期以降の時点については移譲性が定着<sup>1)</sup>していたことを認めなければならない。領主特権の移譲性は、私的授封<sup>2)</sup>が可能であるか否かによって、まず意味を明らかにされるのである。

莊園制成熟期の一般的特徴として、領主権が土地所有と密接な結合<sup>3)</sup>を持つことは、はっきりと定着した法慣行であった。高級特権 (return of writs, writ of replevin, private hundred の如き) であっても、その適用され得る領域が当該の領主の所領の周辺地域を出ることはなかった。

領主特権の移譲性が問題とされるのは、13世紀中期以降の、土地所有関係の変動<sup>4)</sup>が著しくなる過程と、ほぼ一致する。領主層内部の土地市場の成熟と広汎な展開が、在地慣行における、附属権の概念に何らかの規定性<sup>5)</sup>を求めてくるようになったのである。この間の事情の変化の一例を、プラクネット<sup>6)</sup>は、Dale の一つの莊園について見出している。Dale の当該莊園は、Dale のハンドレッドと結合しており、この結合は、慣行として長期にわたって定着していた。Dale の莊園の所有権が移動するときハンドレッドも移譲され得るか否かが、問われて、争点となつた。これは私

有ハンドレッドの問題をも含んでおり単なる附隨権限の問題とはみなされない。結局、私有ハンドレッドとしての Dale のハンドレッドは、Dale の莊園の所有権から切り離さるべきである、と国王裁判官は結論を出した。Dale の莊園の附屬権の意味内容が曖昧なままに、私有ハンドレッドは、当該附屬権から排除されて終ったのである。しかしこの判決が現実に施行されて、莊園とハンドレッドが分離されたかどうか、は必ずしも明らかでない。

この Dale の莊園とハンドレッドの関係に対する国王裁判官の措置は、法理論の次元で理解すべきであろう。少なくとも、附屬権の内容を、極く限られた下級特権のみに縮めようとする試みが、法曹において熱心に意図されたことを、この史実から読みとれる。

移譲性が特権の高低の差によって識別されていたか否か、の問題は、既にサザーランド説<sup>7)</sup>を吟味してみて、必ずしもサザーランド説を単純に受け入れることができないことを結論とすることができる。高級特権は、留保条項も複雑になっていて、判例では結論が意識的に回避<sup>8)</sup>されている例が多い。

一般に、私的授封による特権の移譲が、権原審問の対象とされるとき、判決は回避され、たとい判例で国王特権の優越性<sup>9)</sup>と私的授封の無効が、縷々述べられていても、結論は曖昧に終っている。終極的な判決は、留保され遷延される。巡回裁判で決着を見ない訴件は、財務府<sup>10)</sup>に付託されるが、1290年<sup>11)</sup>まで、停滞訴件が累積<sup>12)</sup>を重ねたのである。

## V. 領主権の変動状況についてのサザーランド説

既にキャム<sup>13)</sup>は、「特権」(liberty) の「移譲性」(譲渡可能性) (alienability) と、所領への特権の「帰属性」(appurtenance to an estate) とが、特権の注目すべき属性であることを、この十三世紀中葉の時期について指摘している。遡ってアングロ・ノルマン朝期については、特権は所領と緊

密に結合していた。

ノルマン征服直後の時期の事態について、キャムはこの結合性を主張し、メイトランド説に疑問を呈する。キャムの述べるところによれば、現時点である13世紀後半期の「権原開示」(quo warranto) の審理において、その法令の原則はともかくも、この移譲性（譲渡可能性）と帰属性とは合法的なもの (lawful) としてみとめられていた。下って1321年になると、特権が保有地 (tenement) の、「附属的な、相続できる、しかも譲渡できる」一個の資産 (property) であることが、ロンドン周辺の巡回裁判において、国王裁判官（諮詢官）の疑問視するところとなるに至った。

キャムの叙述は、13世紀後半期の移譲性（譲渡可能性）と帰属性の実態について、必ずしも詳細ではない。ホールズワース<sup>2)</sup>の土地法に関する叙述でも、この問題を明瞭かつ具体的には取り上げていないのである。プラクネットの授与特権に関する研究では、この問題を法理論の視点から取り扱っているのをみとめることができる。プラクネット説<sup>3)</sup>については、次のサザーランド説と比較しながら緻密に検討することが必要であろう。

最近の研究で注目すべきは、サザーランド<sup>4)</sup>の研究成果である。彼の研究では、領主特権 (franchise) の帰属性と譲渡可能性について、13世紀末期の現状を考察している。サザーランドの行論を分析し、これを要約しながら彼の叙述に含まれている問題点を以下に検討してみよう。

### [サザーランド説]

授与特権の権原の問題と並んで、権原開示訴訟においては、授与特権の「移譲可能性」が、もう一つの重要な論点であり、法規定の対象となったのである。すなわち、特権の保有者は、彼らの特権を譲渡することができるであろうか、の問題である。授与特権が土地との結合に依らずに保有されていることは異例であった。

令状回答権 (return of writs) とか、私有ハンドレッド (private hundred)

のような上級特権は権利主張者 (claimants) によって保有されている領域の内部及び周辺部分で行使されることに限られていた。フランクpledge)<sup>5)</sup>, 狩猟権 (野生鳥獣飼育権) (warren), 市場開設及び管理権 (market, fair) のような下級特権 (lesser liberties) は、領主の直轄領マナーの内部でのみ行使され、それ以外の場所では行使されることがなかった。これらの特権 (liberties) は過去においては当然、領主の莊園所有の附屬権 (appurtenances) として取扱われて来た。ある保有者が土地を譲渡した場合に、彼は慣行として当該の土地と共に彼がそこで今まで行使していた特権をも譲ったのである。

このことが権原開示訴訟の争点となる。権利主張者が、しばしばその権利保有を彼の先祖または、彼の先行保有者のどちらかに対して為された私人による授封を契機に、彼の特権を保有しているようにみなされることがあったとき、もし、この「私的授封」<sup>6)</sup> (private enfeoffment) が彼の国王によって確認されたもの (confirmed) であれば、それは正当な権原となる。しかし、これらの大部分は確認されていなかった。その場合、これは国王の巡回裁判官によって権原が不十分なものとして起訴の対象になる。その理由は、特権が臣下の間では譲渡されるべきではない、という原則 (例えばプラクトンの法学説におけるフランチャイズ理論) に基づく。

一般に特権保有の権原が私的譲渡による保有である場合には、いくつかの種類がある。ある権利主張者の権原は、私的授封の申立てがあるだけで他の手続をとらないことがある。このような主張は少数である。授与特権が譲渡不能であるとする法理論とは別個に、私的授封が授与特権にとって完全な権原になることができないとみなす原則は、当時、強い反論を受けていた。国王は、もし譲渡されていたら、授封者に対して国王裁判を開いて審問の対象とすることができる、とする説もまた明瞭な反論を蒙っていた。

授封に基づく権利主張の最も自然な方法は、封地授与者、又は彼の相続

者をも権原開示の証人として、権原開示審理に立会ってもらうことができるようになることである。この方法によれば、何が終極の権原であるかを証人に任すことになった。このことは、開示者に対して国王が判決によって権利確認を為すべきであると、権原の開示者に確信させた。この例が多数である。この場合、もし前述の国王の代理人（＝巡回裁判官）が授与特権の譲渡不能性の原則（法理論）を持ち出して来るならば、彼は証人の証言が有効であることを認めることができない、と述べることになったと想像されるであろう。しかし、実際にはそれは主張しなかった。多数の権利主張者は証人を設けようとはしなかった。彼らは彼らの授封者（先行保有者）に所属していた究極的な権原を彼ら自身で提供したのである。このような事例が多数を占めている。

この事例が提供し、またそれが論じているような究極的権原は、長期保有に基づく。権利保有の主張者は、彼と彼の先祖および彼らの授封者すなわち「記憶外」の時代から土地を保有していたすべてのものが、当該の特権をそれまで持っていたことを論じた。彼はその証拠を提示する。彼の権利主張は、「陳述通りの完全なる証明」(prima facie complete) とみなされた。彼の権利主張は、「授封による時効発生」(prescription through enfeoffment) によるものである。「授封に附隨する国王証書」<sup>77</sup> (royal charter through enfeoffment) による権利主張者は、はるかに少数である。これに対応的な類似の手続が見られたが、しかし、この場合は権利主張者が、彼が私的譲渡から保有したこと、彼の授封者に関しては国王証書によって授与特権が与えられたことを立証し、しかも、その国王証書を提示しなければならなかった。このような権利主張のすべての形式に対して、国王裁判官は、授与特権が、国王の認可 (license) なしに、ある一人の臣下から他の臣下に譲渡されたという事実に異議を唱えることができた。権利確認を求めて国王の判決が要求されたのは、このような理由によるのであろう。しかし、国王の権利保護のための他のすべての弁論と同様に、私人が特権を

譲渡することが非合法であるとする理論は、ごく不規則的に、散発的に使用されたのみである。

多数の未確認の授封行為<sup>8)</sup> (unconfirmed feoffments) が、国王から反論されることがなかった。権原の証言を求められた証人の多数の陳述が、難点を指摘されずにそのまま容認された。そして国王の機能の代行者の政策において進歩がみとめられないでのある。しばしば彼らの気まぐれのみに気付く。彼らは単一の巡回裁判の中で相異なる事件の審理において首尾一貫していない。南部巡回裁判の長い道程はヴィルトシャー (Wiltshire) に始まり (1281) サセックスに終る (1288)。サセックスでは授封による権利主張と権原保証のための証人は一般的に許された。ただしここでも、巡回裁判官ウィリアム・オヴ・ギスリンガム (William of Gislingham) は、しばしば譲渡可能性を吟味の対象にする。北部の巡回裁判 (circuit) の大部分は、そこで事例の判決がちょうど逆であった。私的授封を含む主張が、通常、吟味され追及された。それらの事例の記録は、その場合の私的授封について語っていない。リンカンシャー (Lincolnshire) (1281-4) では、私的授封から保有されている授与特権の権利主張を反対なしに通過させることが普通の判例<sup>9)</sup> であった。そこでの記録の中に、私的授封の形式から特権が保有されていることを明瞭に示す 5 個の事例を数えることができる。

この事例の処理の仕方から権原認知の方式が明らかに分る。しかし権原開示の仕事の厖大な量がリンカンシャーで実施された。その内訳は、特権の権利主張例、77 件、陪審による申告例、16 件、令状に依る判例、35 件、である。そこで権利主張者が私的授封によって保有していることが知られるのは上述の 5 件のみである。ここで、国王行政の多様な現われ方に直面して、巡回裁判官は慣習的な方式に従っている。彼らは、権利主張を容認し、もしもその主張が反論されたならば、私的授封による権利主張も容認した。譲渡可能性についての論争が提起されたとき、それを国王に移送し判決を求めた。しかし通例は判決を保留し、審査を延期した。この争点は

決して決着をつけられなかった。延期された事例は、1290年の以前と以後の巡回裁判の場合を総計して、約50件である。それ故にこの審理が、未確定の中止状態の間を通じて曖昧なまま継続した。けっきょく、1290年<sup>10)</sup>の制定法によって一応清算され、さらに1294年<sup>11)</sup>の法令により再び一掃的に清算されてしまう。

これらの過程で、権原開示の訴訟の事例の一小部分を解決するための、一つの原理的な試みが為された。国王の代行者は事実としては彼らの審理において、授与特権の様々な種類の間の差別をしたことがなかった。彼らの主張した原理というのは、授与特権の種類の如何を問わず、授与特権が譲渡不能であると考えることである。しかし、これとは逆のある種の法意識が存在したことも事実である。すなわち、このような種類の識別 (distinction) は行なうことができるものであり、また識別すべきものである、とするのである。「狩猟権」(飼育権) (warren), 「市場開設権及び管理権」(market and fair), これらの三種 (乃至は二種) の授与特権が、私人の当事者相互間で転移されても合法的であるとみなされ得るであろうかどうか、という問題が起こされたのは、1293年の復活祭の議会<sup>12)</sup> (Easter Parliament) においてであった。国王はこのように述べた。「国王と諮詢官の協議による以前の決定と一致することであるが、狩猟権（飼育権）が完全に私的授封を通じて保有されているのであれば、それは審議の対象であるままになっている。」と。要するに、その場合、審理は中止状態にされ、授与特権が譲与されるかどうか、という問題を解決するために、何ごとも積極的には、なされたことがなかったのである。

国王諮詢官が攻撃した移譲 (alienations) の形式は、ほとんどすべて、単純封土権<sup>13)</sup>の授封 (feoffments in fee simple) であった。その他の土地保有権については、反対されなかったのである。次にそれらの諸形式を挙げる。

もし特権が、女子相続者の間で分割されるべき相続権の一部分を構成し

ていた場合、それは他の共同相続者への移譲分に指定されることもありえた。この相続指定は必ずしも国王の確認<sup>14)</sup> (royal confirmations) がなくともよい。この特権についての権利保有主張者は、共同相続者の立証を要請することが許された。また、贈与 (dower), 特典 (courtesy) などの理由で、特権 (liberties) が相続の直系親族でなく傍系に一時的に転移したとき、この移譲は是認された。この方法で保有した当事者は、直系の嗣子に権利証言を要請することができた。

生涯権の私的授封 (private feoffment for life), 或いは定期権の私的授封 (private feoffment for a term) によって保有していたところの権利保有者に対して、同様な特免措置があった。この政策の意味は明瞭である。単純封土権による移譲が、その審理において国王側に有利なように論じられている巡回裁判でも、上の原則は一般に確実に守られた。

限嗣相続権 (in tail), 或いは自由結婚権 (free marriage) の形式で、私的譲与を通じて保有された授与特権の取り扱い方を詳細に説明してくれるような、依拠するに足りる史料はない。

---

以上の叙述は、サザアランド<sup>15)</sup>の叙述に若干の解釈を附しながら要約したものである。所領の移譲にともなう領主特権の変動の問題の多様さと、その技術的な錯綜（法的手続の動搖性）とは、以上の引用から概略において明らかであろう。

私的授封が権原としてみとめられ得るか否かの点は、特に論争の対象であったし、引続き論争の対象となり続けた。これに地域的な法慣行上の偏差が絡まることは明瞭である。巡回裁判の判決の地類型はさておいて、以上の叙述は、概略して二個の論点に還元されるのである。

[ i ] 荘園〔所領〕への帰属権〔附屬権〕(appurtenances) の処理の仕方。

[ ii ] 領主特権の譲渡可能性〔移譲性〕の慣行の在地的な有効度。

[ i ] の所領帰属権〔莊園附屬権〕<sup>16)</sup> が、 [ ii ] の授与特権〔フランチャイズ〕の譲渡可能性と密接な連関があることは言うまでもないが、その連関の実態に就いては、必ずしも詳細であるとは言い難いのであるけれども、現行の理解の水準では、一応この二つのアスペクトを等置することが許されよう。なお、土地立法との関係で言えば、私的授封 (private enfeoffment) の禁止と、再授封 (subinfeudation) の禁止とが同義であるとみなすこと、従って、再授封禁止が、権原としての私的授封を廃絶しようとする志向を含んでいたことを推論することができよう。

## VI. 結論——13世紀末期における莊園附屬権の流動状況——

イングランド社会の13世紀後半期には、土地の自由移譲の現象がかなり広汎に進み、領主層の内部において土地市場が成熟しつつあった。封の移譲は、収入源の保有主体の変化であって、国王権力によって繰り返し法規の対象とされてきた。13世紀末期以降、“subinfeudation” が “substitution”（保有者の「交替」）に転化せしめられたことは、法の設定による以前にこのような転化が既に在地慣行として確立しつつあったことを意味しているのである。

前述の1293年の復活祭の議会の史料より、1293–94 年の間の巡回裁判における判決では、下級特権の莊園帰属性が認められていたことが推定される。これらの下級特権が土地所有の私的授封に附隨してゆき、共に移譲されることは、それ自体の権原を私的授封に見出すわけである。所領への帰属性（附属度）は当該特権のレヴェルの高低に従うところが大きく、特権（フランチャイズ）一般の性質に解消することは必ずしもできないであろう。この点について、サザーランドの説を、より緻密に史料分析に即して検討することが必要である。最後に残された重要な課題は、この移譲性の地域類型が、土地所有の流動性の地域差と如何に結びつくか、である。従って、領主制支配の構造の地域的なタイプに基づいた、土地所有の型の研

究が要請されるのであり、同一地域についても、領域支配の構成の分析に立って領主裁判権の移譲性と流動状況を調査することが必要とされるのである。

## 〔注〕

## II. 私的授封・〔注〕

- 1) Sutherland, *Quo Warranto*, p. 10n. p. 133
- 2) Plucknett, *Legislation*, pp. 41-42
- 3) Sutherland, *Quo Warranto*, pp. 130-133
- 4) Sutherland, *Quo Warranto*, pp. 172-174
- 5) Plucknett, *Legislation*, pp. 48-49
- 6) 史料1のテキストは後掲関係史料・参照<本稿 pp. 149-150>
- 7) Sutherland, *Quo Warranto*, pp. 133-134
- 8) 史料2のテキストの末尾の部分のみを後に掲げる。<本稿 p. 150 参照>
- 9) cf. Bracton, *de Legibus*. fo. 56 f.
- 10) Plucknett, *Legislation* p. 49
- 11) novum (1290, Whitsunday), E. 164/9, fos. 53-54, in the "Exchequer Statute Book"
- 12) Dorset (1280), Cornwall (1284), Surrey (1279), Herts. (1287), Kent (1279), Somerset (1280), etc.
- 13) 土地流動について, Plucknett, *Legislation* pp. 103-108 参照  
Edw. I 治世の土地立法について,  
Holdsworth, *History*, vol. ii, pp. 46-68
- 14) Sutherland, *Quo Warranto*, pp. 132-133,  
巡回地域について *ibid.*, pp. 218-220 の表・参照

## III. 附属権・〔注〕

- 1) Rotuli Parliamentorum, vol. i , 98
- 2) Cumb. 1292-3, PQW. 125
- 3) Northumb. 1293, PQW. 588, 594, 598-9
- 4) Yorks. 1293-4, PQW. 219-20, 226
- 5) PQW. 369; William Inge 対 Nicholas Blundell.
- 6) PQW. 123; 対 John of Huddleston.  
Bracton, *de Legibus*, fos. 55b-56
- 7) <PQW. 389, 424, 426> の Gilbert of Thorton の 弁論, 参照。

- 8) PQW. 808 Wilts' (1279). 前掲史料2. 参照。
- 9) Plucknett, Legislation, pp. 41-42, 42m. Cam, Liberties and Communities, p. 64ff.

#### IV. 移譲性・[注]

- 1) Lincolnshire の例 (1281-4) について,  
Sutherland, Quo Warranto, pp. 132-133 参照。
- 2) 私的授封 (private feoffments) は、再授封 (subinfeudation) と同義に解釈することができる。Plucknett, Legislation, pp. 102-104 参照
- 3) Plucknett, Legislation pp. 41-42  
Kosminsky, Agrarian History, pp. 12-13
- 4) Holdsworth, History vol. ii, pp. 349-49, pp. 352-53.  
Kosminsky, Agrarian History, pp. 77-80, 80-84
- 5) Plucknett, Legislation, p. 42, 42n. Cam, Liberties p. 64ff.
- 6) Plucknett, Legislation, p. 42  
Kosminsky, Agr. History, p. 193 参照
- 7) Sutherland, Quo Warranto, pp. 133-134
- 8) [例] Gilbert of Clare, Kent (1279), PQW. 340  
John Giffara, Bucks. (1286) PQW. 87  
John of Seton, Cumb. (1292-3) PQW. 125-6
- 9) [例] Roger of Tyringham, Bucks. (1286) PQW. 84-85
- 10) PQW の Buckinghams. (1286), Huntingtons. (1286), etc. 参照
- 11) Statute of the R. vol. i, 107; Sayles, K. B. iii. 28
- 12) 停滞訴件の一掃, Plucknett, Legislation, pp. 46-47

#### V. サザーランド説・[注]

- 1) Cam, Evolution of mediaeval franchise, pp. 441, 442
- 2) Holdsworth, History of English Law (1909), vol. ii, pp. 46-68
- 3) Plucknett, Legislation of Edward I, pp. 24-28
- 4) Sutherland, Quo Warranto Proceedings in the reign of Edward I, 1278-1294, (1963)
- 5) Sutherland, Quo Warranto, pp. 3-4, 141-142
- 6) Sutherland, Quo Warranto, p. 130
- 7) Sutherland, Quo Warranto, p. 131
- 8) Sutherland, Quo Warranto, p. 131
- 9) Sutherland, Quo Warranto, p. 132

- 10) Sutherland, *Quo Warranto*, p. 133. Plucknett, *Legislation*, pp. 45–50, 108, 161
- 11) Sutherland, *Quo Warranto*, p. 133
- 12) Sutherland, *Quo Warranto*, p. 134
- 13) Plucknett, *Legislation*, p. 101  
Holdsworth, *History* (1909), vol. ii, p. iii, pp. 92–95  
Sutherland, *Quo Warranto*, p. 134
- 14) Sutherland, *Quo Warranto*, p. 134  
Plucknett, *Legislation*, pp. 29–35
- 15) Sutherland, *Quo Warranto*, Chap. IV, pp. 130–141
- 16) Sutherland, *Quo Warranto*, pp. 130–131

#### 関係史料・テキスト

〔史料1〕 Rotuli Parliamentorum, i. 98.

Easter parliament, 1293. (イタリック体部分は本論の中に引用)

*Cum dominus Rex et progenitores sui tempore preterito diversis magnatibus et aliis de regno suo in quibusdam villis, maneriis, et terris suis per cartas suas concesserunt feriam, mercatum, et warennam habenda et tenenda eisdem magnatibus et aliis et heredibus suis in perpetuum; et iidem magnates et alii aut eorum heredes villas, maneria, et terras illas, aut partem earumdem, aliis extraneis dederint, vendiderint, aut alio modo concesserint, cum omnibus libertatibus et liberis consuetudinibus ad villas, maneria, et terras illas pertinentibus, per quod iidem extranei feriam, mercatum et warennam tenuerint et habuerint et ad huc coram justiciariis itinerantibus in itineribus suis tenere et habere clamant in eisdem villis, manerisis, et terris, ac si eadem feria, mercatum, et warenna ipsis extraneis aut eorum antecessoribus cuius heredes ipsi sunt concessa fuissent, aut terris et tenementis illis de communi jure pertinentia; et secundem opinionem quorundam de consilio regis dicatur quod regis dicatur quod tales libertates dignitati regie et corone sue annexe que specialiter per concessiones regum aliquibus conceduntur tenende sibi et heredibus suis per ipsos quibus conceduntur aut eorum non possunt in aliam personam transferri, immo quoad illos extraneos libertates ille evanescunt et corone et dignitati regie accrescunt et revertuntur incontinenti postquam tenementa ad que hujusmodi libertates concesse fuerunt ad personas extraneas devenerint; dominus rex, ad ambiguitatem predictam in parte tollendam quoad warennam, bene recordatur quod alias coram seipso et consilio suo concor-*

datum fuit quod libertas illa cum terra transiret et remaneret, in cuiuscumque manus terra deveniret, ex quo competitum fuit quod ipse aut progenitores sui concessissent terras illas esse warennatas, cum libertas illa quodammodo inheret solo et solum sequatur et etiam forisfacture cum acciderint semper regi remaneant, in cuiuscumque manus terra deveniat.

Set quia dominus rex de feria et mercato non recolit qualiter alias concordatum fuit, nec etiam justiciarii bene recordantur qualiter temporibus preteritis de libertatibus illis coram predecessoribus suis judicia in casibus consimilibus fiebant et reddeabantur.

Et cum exitus et proficua de mercatis et feriis provenientia non tantum solo inherent nec de solo procedunt, immo sunt quasi quoddam donum de curialitate regis et gratia sua proveniens, et certis personis et eorum heredibus concessum, nec per aliquem poterunt tales libertates alicui conferri nisi per ipsum regem, ex quo regie dignitati specialiter sunt anexe:

*Dictum est eisdem justiciariis de utroque banco quod scrutari faciant rotulos tam de itineribus quam de bancis de temporibus preteritis, citra proximum parliamentum, et tunc certificant dominum regem et consilium suum de casibus predictis, tam de warennis, feriis, quam et mercatis, secundum quod inveniri contigerit et prout melius viderint esse faciendum.*

〔史料2〕 PQW. 808, Wiltes', 1279. (本論中に引用, 本論 p. 129-130参照)

Idio quo ad hoc rem' quousque breve illud de rec'to placitetur. Et super hoc mandavit dominus Rex Justic' suis itin' hic breve suum in hec verba Edwardus etc. Cum dilectus Clericus noster Adam de Stratton tenet manerium de Schampton, Worth., Crekelade et Stratton cum hundredum per feoffamentum Isabella de Fortibus Comitis Albermarkl' et est in hamagio nostro de manorio(-is) et hundredo(-is) predictis per quod volumus quod presentationes si que facere sint coram vob in itinerante vestro predicto et etiam loquele sique mote fuerunt coram vob in itinerante vestro predicto inter nos et predictum Adam de maneriis et hundredis predictis coram nob in presentia vestra in proximo parliamento nostro deducantur et audiantur vobis mandamus quod loq' hujusmodi et presentationes et alia tangenc' maneria et hundreda predicta intrim ponatis in respectum et in eodem parliamento nos de hujusmodi loquel' et present' et omnibus aliis maneria et hundreda predicta tangenc' reddatis certiores ut tunc inde fiat quod de cons' nostro duximus ordinandum T. etc. Rot. 55. d'.